# 図書館利用者と光が丘図書館長との懇談会

- 1 日時 平成 26 年 11 月 15 日 (土) 14 時~16 時
- 2 場所 光が丘図書館 2階 視聴覚室
- 3 参加者 利用者 9名

図書館 6名

(光が丘図書館長、管理係長、運営調整係長、図書館システム係長、

事業統括係長、子供事業統括係長)

- 4 テーマ 「これからの練馬区立図書館を考える」
- 5 配布資料 (1) 教育要覧(図書館部分抜粋)
  - (2) 練馬区立図書館ビジョン (概要版)
  - (3) 図書館だより (第27号)
- 5 次第 (1) 光が丘図書館長あいさつ
  - (2) 図書館職員紹介
  - (3) 図書館概要説明
  - (4) 懇談
  - (5) 光が丘図書館長あいさつ

## 図書館利用者と光が丘図書館長との懇談会 要録

#### 1 光が丘図書館長あいさつ

利用者と館長との懇談会にご参加いただきまして、ありがとうございます。光が丘図書館 長の加藤でございます。

ご存じのように、練馬区の図書館は、昭和37年8月に練馬図書館が初めてできてから、52年たっております。

その間、光が丘図書館を初め、12の図書館とこどもと本のひろば、そして、図書館資料の受取窓口3カ所を設置してきました。

図書館をつくるに当たっては、地域の懇談会、図書館の建設懇談会がありまして、図書館に関して、地域の方からご意見をいただきながら、運営をしていくものだなということも、 改めて感じたところです。

この懇談会の実施方法も変わってきておりまして、以前は4館で実施していたり、光が丘 図書館だけで実施していたときもありましたが、昨年度は、8館で実施いたしました。

そのときは、各館にテーマをお任せして、独自でそれぞれ懇談会を実施しましたが、今年度は、10の図書館と分室であるこどもと本のひろばの合計11か所で館長との懇談会を開催しております。

今年度は、各館の地域の図書館としてのあり方について、ご意見をいただいております。 それを踏まえた上で、今回、各館とは日にちをずらして、光が丘は中央館的機能を有する 図書館ですので、「これからの練馬区立図書館を考える」というテーマで、今日、懇談会を 開催しています。 2 時間という限られた時間ですが、皆さんと直接ご意見を交換しながら進 めていきたいと思っています。よろしくお願いします。

# 2 図書館職員紹介

運営調整係長、図書館システム係長、事業統括係長、子供事業統括係長、管理係長

### 3 事業紹介等

- (1) 教育要覧に基づく練馬区立図書館事業等の紹介
  - ア 開館時間、開館日
  - イ 所蔵資料数、利用状況等 個人貸出者数 約210万人、個人貸出数約616万人
  - ウ 各図書館の特色
  - 工 区立施設一覧
  - オ 図書館サービス
    - ①図書館資料受取窓口
    - ②図書館システム
    - ③図書館事業
    - ④障害者サービス
    - ⑤子供読書活動推進事業
    - ⑥共同事業
- (2) 練馬区立図書館ビジョン
  - ア 平成25年6月に制定
  - イ 今後10年間の練馬区立図書館サービスのあり方の方向性を示したもの
- (3) 図書館だより (第27号)

ア 年二、三回発行

### 4 懇談会

利用者 9月の(デイジー版?)新刊案内は4回も送っていただきましたが、10月号の中に館長の今日の催しがあるということなので、万障繰り合わせて来ましたが、そのあたり、もう一度、送るときの情報の受け渡しをきちんとした方がいいと思います。以前は、こういうことは余りなかったように思います。

もう一点、練馬区の図書館は、国会図書館蔵書のデジタル配信に関して、受信 について、どういうふうに進捗しているのでしょうか。

図書館 事前に送付する資料は、図書館側で間違った情報を送ったりして、4回送って しまったと聞いております。そのことについて、本当に申しわけありませんで した。

これについては、職員にもしっかり確認して、(複数回)資料などを送らないように、きちんとお送りできるように徹底しました。行き違いがあったとか、その辺の詳しい経緯は私も確認していないのですが、ご迷惑をおかけしたこと

をおわびしたいと思います。

利用者 新年は、ぜひとも新しくリフレッシュして、加藤館長体制で、明るい、進んだ 図書館構想をお願いしたいですね。

図書館 ありがとうございます。

もう一点、国会図書館からのデジタル配信の件です。

今年から、国会図書館でデジタル配信を始めているということで、私も、それについては承知しております。23区でも、幾つかの区でデジタル配信を受けて、各図書館で閲覧できるようになっております。これについても、練馬区が遅くて申しわけありませんが、検討しているところですので、お時間をもう少しいただきたいと思っております。

利用者 遅れることなく、必ず、やってほしいです。今の時点では遅れていると思いますが、国会図書館では、絶版になっているものもやがてデジタル化すると思うので、それは現実に、皆さんが神田の古本街を探し回ってもないものもあるでしょうから、遅れたことは仕方ないとして、斬新な企画で有効に活用できるように、住民のためにお願いしたいと思います。

図書館 図書のデジタル化も含めて、区立図書館としてこれから取り組まなければいけないと思っております。国会図書館が先に、そういったものを各地の図書館で見られるように取り組んでおり、国会図書館の資料も、12館の図書館で見られるようにできるかは課題がありますが、できるところから準備を進めていきたいと考えております

利用者 今日的な問題として、10月1日から、貸出期間は3週間が2週間という期間になって、貸し出しの日にちが1週間だけ短縮したことになりました。

今回の館長との懇談会で、私は大泉図書館と貫井図書館と練馬図書館の3館を回らせていただいて、館長との懇談会に臨ませていただいたわけですが、そこでもこの問題が、皆さんから切実な声で、「非常に忙しくなる」、「返却の日を忘れていて、催促される」、こんなことはなかったのだけれども、生活がめちゃめちゃとはいかないのですけれども、随分変わってきたのです。「忙しくなって、煩雑になった」。こういうお声が5人も6人も出てまいりまして、これを何とかしていただけないかと思っております。

私自身の個人の話をいたしますと、今日までに、今言いました3館と大泉図書館の、あそこは35年ですか、それで、イベントを今月1日にやったのですが、1日から15日まで、返却、貸し出しで合わせて6回通っていかなければならないことになったわけです。

15日間に6回というのは非常に多いのです。これは、期間が短くなりますと、どうしても何回も借りることになるわけです。

そんなわけでして、この変えられた理由を承っておりますところでは、結局、 他区、あるいはその他、都にしても、各館がほぼ2週間だと、そういう観点も ある。

それから、非常にある種の資料に100人も200人も予約があって、貸し出しに利

用できない人が非常に多い、それで、期間を短縮するというような理由もありました。そういう理由で、私どもは、せっかく、長年、3週間というのを勝ちとって、その図書館ライフをしてまいったわけですが、どうしても何とかしていただけないかと思う気持ちでいっぱいです。私としては、解決策として、ここで、この実施をすぐ変えてくれということはできないと思いますから、現在は1回延長がありまして、延長と合わせて4週間なのですが、これをもう一度延長、2回の延長をお願いして6週間、そうすると、前の3週間お借りして、延長1回の6週間と同じになるわけです。だから、2回目の延長の手間だけで助かるわけです。このようにお願いいたしたいと思います。これにご返答いただきたい。

図書館

貸出期間2週間の件でございます。10月1日から、練馬区でも貸出期間を3週間から2週間に短縮させていただきました。

これについては、8月から区報や、区民向け掲出物の中で、貸出期間の変更についてお知らせしてきたところです。

理由ですが、図書館の資料、本を貸すということも一つの大きな事業です。各館で、それぞれ資料を用意していますが、人気本については、2年待ち、3年待ち、数の少ない資料については本当に何年もお待ちいただいているという状況があり、半年とか1年待ちというものを含めると100タイトル以上あります。

ただ、本の量を増やせばいいかというとそうもいきませんし、新たに手に入らない資料もあります。 3 週間というところを 2 週間にすることで、例えば、極端な話、 3 年待ちが 2 年待ちになる。少し短くなるということで、本を増やせない中では、より多くの皆さんに本を借りていただきたいということで、 2 週間に踏み切った経緯があります。

最初は1冊1週間でした。その後、2週間で4冊、3週間で10冊とし、ここ10年以上、そういう貸出期間と点数です。22区が2週間、もしくは15日間。隣接する区市も、朝霞市以外が2週間になっています。

直接の理由ではないのですけれども、隣接している区民の方、市民の方にも、 練馬区の資料を貸し出ししており、3週間である練馬区の資料を借りる方もい らっしゃるので、ご意見として、他区の方が利用されることについて、どうな のかというご意見もありました。そういうことで、横並びというわけではない のですが、2週間にさせていただいた経緯もあります。

また、行政側の事情ではありますが、練馬区に所蔵していない資料をほかの区で練馬区が借りてお貸ししているということがあげられます。

他区の資料は1か月以内にお返しするというのがルールでして、そうすると、 3週間である練馬区の場合は、他区から資料を用意して、予約の準備ができた と後、1週間取り置いてお待ちしております。

それから、3週間お貸しして、それから戻ってくるということで、他区に返すのに、どうしても1か月を超えてしまうということになる。これは行政の事情なので、今までやれてきたのですけれども、ほかの区の図書資料の相互貸借をしているというところで、間接的な理由ですけれども、2週間にしたというこ

とです。

延長を2回すれば6週間になるだろうというご意見は、実は私どもも考えました。直接、サービスの低下にならないように、延長を2回にすれば、今までどおり、6週間借りられるのではないかということもありましたが、貸出期間を短くして、ご利用者により多く利用していただこうということで、1回だけということにいたしました。

次に予約がなければ、また、来館していただかなければいけませんが、さらに借りることもできますので、ご理解をいただきたいと思っております。ご批判はあると思いますけれども、まずは様子を見ていただいて、その後、また、その貸出期間2週間、さらにもう1回増やすかどうか、改めて皆さんの貸し出し状況、ご意見を踏まえながら、検討していきたいと考えています。

利用者

3週間が2週間になるということは、サービスが1週間だけ後退したと、こういうふうに考えられはしないかと思います。

それで、また、非常に予約が多いところ、借りたいものが集中しているところ、借りられないところ、そういうものは特例として1週間でもいいではないですか。

雑誌などは、もう次のものが出てしまって借りても余り効果がないものもありまして、そういう類のものはもっと短くしてもいいではないですか。どうして、3週間で喜んでいるものまで2週間にされなければならないかということが、どうもよくわからないのですが。

それから後退というのはおかしいですが、サービスが1週間分なくなるなら、 他区のこともよく考えていただきたい。例えば、杉並区の図書館は毎月2回の 休日です。我が練馬区は3回も4回も休日があります。

それから、貸し出しも、杉並区は15冊です。練馬区は10冊です。だから、他区の状況を考えて、見合うように、サービスとサービスが見合うというか、その平均がとれるようにやっていただきたい。他区が2週間になったから、ただそれだけを利用者に押しつけるというのはいかがなものかと思います。ぜひ、延長2週間を行っていただきたいと思います。

図書館

他区の状況ですが、貸出点数については、15点のところもありますし、10点のところもありますし、20点のところもあります。貸し出し延長も1回、1週間しか認めないところもあります。各区の運営状況は、それぞれの考え方で貸出期間延長についても考えて実施されているという状況です。

練馬区としては、まずは貸出期間を短縮することによってより多く借りられるようにするという仕組みを第一優先に考えたので、特に改めて延長回数を増やすということは、今回はしておりません。

また、人気本とか、そういった本について、1週間に短くして、ほかの本は3週間にするということも検討しました。しかし、どの本が人気本で、どの本が人気でない本か、また何万タイトルという中で、運営できるかという課題もございます。利用者にとっても、わかりやすい、きめ細かいサービスが必要だと思います。

実際、23区ではないですが、規模の大きくない図書館では、タイトルに合わせて貸出期間を考えている、調整しているところもあるとは聞いてあります。

ただ、練馬区では多数の利用者がいて、図書館資料の趣味・嗜好がありますので、一律に貸出期間を2週間にすることはやむを得ないと判断しました。

ただし、2週間ではありますが、休館日を貸出期間に含めないというふうに変更しましたので、休館日が1日ないし2日入ると、15日ないし16日の貸出期間になります。そのあたりは、調整させていただいたところです。

もう一点、休館日の件です。23区でも、いろいろと議論があります。年末年始を開けている区もありますし、年に1回あるいは数日だけの休館日を設けているところもあります。また、練馬区よりも多く、毎週月曜日を必ず休館にしていて、全館休館日が多いというところもあります。

区としては、今まで全館休館日が多かったのですが、第一、第二、第三週の月曜日のうち、必ずどこか四つの図書館が開館するように、各館の開館日を増やしてきております。現在、練馬図書館は310日から315日位が、年間365日のうちの開館日です。次のサービスの向上として、開館日の拡大や開館時間の延長は考えていかなければいけないとは思っています。

ただ、一方で、開館すれば費用が当然かかります。大まかな数値ですが、月にもう一日開館することによって、1館500万円から1,000万円ぐらい、人件費等を含めてかかってきますので、それを10館、12館で一斉にするとなると、費用がかかります。

これについても、費用対効果や皆さんのご意見を踏まえながら、開館日を増や すことについては今後の課題と認識しておりますので、ご理解いただきたいと 思っています。

利用者 図書の所蔵数はこれ以上増やせないとのことですが、所蔵数のことでお聞きします。

私は今、利用者の会で展示テーマをしていまして、中南米を扱っているのですが、中南米のノーベル賞受賞の作家は6名いらっしゃるのです。

そのうち、特に有名な作家はガルシア・マルケスなのですが、この方は、たまたま今年亡くなったということもあって、展示に間に合わず、9月に予約したのですが、それで入手できなくて、まだ展示できない状況です。

所蔵数が少ないということ、そこで一つ申し上げたいのですが、チリの作家で ノーベル賞を受賞した詩人がいるのですが、ガブリエラ・ミストラルという方 なのですが、この方は、練馬区12館の中で3冊しかないのです。

ノーベル賞作家というのは、質だけではなくて、量も問われる賞なので、かな りの著作があるはずなのに、光が丘にはゼロなのです。

それから、もう一人例を挙げたいのですが、佐伯一麦さんという私小説作家がいるのですが、この方もいろいろな文学賞を取っているのですけれども、電気のエンジニアをしていまして、作家に転向した方なのです。

そのきっかけとなった文学賞を取った作品があるのですけれども、「木を接

6

ぐ」という作品なのですが、それも全館1冊もないのです。

どなたがご選書されているかわからないのですが、資料数を増やせ、増やせというと、ベストセラーをこれ以上増やすのかみたいなご意見の方が多くて、それで説得されてしまいますけれども、そうではなくて、もう少し、あって当然でしょう、これぐらい欲しいでしょうという作家のもので欠けているのが案外あるのです。そういう点は、どういう選書の担当の問題なのか、あるいは全体の資料をとても増やせないような、今の本を買うので精いっぱいなのか、状況を知りたいです。

図書館

先ほどの蔵書数が増やせないというのは、例えば、ベストセラーを、たくさん 購入して、50冊を100冊ということはしませんという意味で蔵書数は増やせない という説明をしたつもりですが、それは言葉が足りなくて申しわけございませ んでした。そういった人気本ばかりを集めるということはしていないというこ とです。ただ、今のご指摘については、ごもっともなことだと思っております。

図書館

選書に関しましては、毎週、新刊が出ますので、それを書店さんがうちの方に持ってきていただく。それを実際に見ながら購入するという方法と、全部が全部、図書館の方に入ってくるわけではありませんので、いろいろな本を個別に注文するという方法をとっています。

古い本がいろいろとあるのですけれども、練馬区内でいろいろな本があっても、 1冊もないというお話が、今、出ましたけれども、本を入れる場所に限りがあ りますから、購入すると除籍しなければなりません。

そういったものについては、練馬区内で1冊もなくなってしまうようなことが ないように、今ある蔵書を1冊は区内のどこかの図書館に残しています。

その中で、どういう状況でその本がないのかというのは、わかりませんが、汚損や破損があったのかもしれません。購入しようと思ったけれどもそれが手に入らないということもあったのかもしれません。なるべく幅広い、いろいろなジャンルの本を購入しています。今いただいたお話は、今後の参考にさせていただきます。

利用者

区民が選書にかかわるチャンスというのはないので、例えば、投書ボックスみ たいなのがあって、どうかこの本を買ってくださいとか、そういう手軽に要望 を出せる何かがあるといいなと思うのです。

最近、スーパーマーケットなどでも要望と答えとか、そういう利用者側の意見を取り入れようという空気をすごく感じるのですが、図書館は情報サービスの機関なので、特にそういう点は、もう少し声を吸い上げるということを小まめにしていただければと思います。

図書館

光が丘図書館では窓口にリクエストカードを出していただいて利用者の声を反映するということはしておりますし、一部の図書館では、直接、職員に渡すのではなくて、ご意見ボックスで運営をしています。

仕組みについていろいろと考え方はありますが、私も区民の方の意見をいただ

く仕組みとして、区民の声のボックスはつくっていかなければいけないと考えているところです。

ただ、光が丘図書館においては、中央館的な図書館であり、全館に関わるさまざまなご意見を受けて、個々に回答しているという事情があるので、光が丘図書館で窓口ポスト的なものについての設置は、引き続き、検討課題とさせていただきます。

利用者

教育要覧の4ページ目に図書館の一覧がありますよね。この最後の職員数のところで、司書数となっていますけれども、去年、石神井の佐藤さんという方にも言ったのですが、これは指定管理とか、業務委託の内容とか、ああいうのがこれでは全然把握できませんよね。そういうところの情報を、こういうのを出すのでしたら、1枚にまとめて紙を添付するなどしてください。

本題にいきますが、全体的なこれからの図書館を話すということで、昔の一体性があった図書館運営に戻していくという方向を考えてほしいわけです。それで、今、行われている、全ての館長が集まった館長会についてご質問します。

最初は全体でやって、指定管理とか館長を外した形で後にまた別の会でやっているという、運営がそういうことらしいのですけれども、その全体の会議のところで、端的に言えば、偽装請負という形ですよね。そういうところの事例が窺えるのではないかと思うのです。

例えば、指定管理者の館長に対して、直接、業務の指示をしている。だから、 その委託に関して、練馬区の職員は、委託業者の職員に対して直接仕事の指示 はできないということは当然把握していますよね。

そういった点で、発注者である区というのは、例えば南田中図書館の運営自体 の仕事全体を発注しているわけです。南田中館長は受託した業者の社員なわけ ですよね。その社員に対して、直接、命令、指示をするということは違法なの ではないかということです。

皆さんご存じだと思うのですけれども、最近、足立区の戸籍の窓口のところで問題になって、それは是正したというお話があるのです。それは、新聞などでご存じだと思うのですが、だから、そういった形で、偽装請負という形が行われているのではないかと思うのです。区側の見解をお願いします。

図書館

練馬区においては、図書館の運営方法は3種類あります。

ひとつは、指定管理者館ということで、現在7つの図書館の運営を、業務委託 ではなく、地方自治法に基づいた指定管理者の規定に基づいて、事業者と協定 を結んで、その事業自体を指定管理者にお願いするというものです。

利用者

それは本当に、法律的に確かに言っていいことですか。

図書館

はい。それは指定管理者制度に基づいています。

利用者

指定管理者制度でも、仕事全体を発注しているわけで、それは(内容としては)業務委託と同じ。業務委託というのは部分的なことを言っているとは思うのですけれども。

図書館

例えば、今、業務委託しているのは、光が丘、練馬、石神井、平和台および関

町図書館。この5館は、館長が区の職員で、区として運営しており、一日、窓口等を業務委託事業者にお願いしているところもありますし、夜間・土日だけ 委託している館もあります。

利用者だから、その業務委託の館でも、館長が直接指示はできない。

図書館 館長が業務責任者には指示できます。

利用者だから、業務責任者というのはいないわけです。

図書館 います。

利用者

利用者あれは現場の責任者なわけです。業務管理責任者ではないのです。

図書館 業務責任者です。

利用者 現場の責任者なのです、あのチーフというのは。

図書館 そうお考えなのはわかります。

利用者 だから、指定管理者にとっても、事業の責任者というのは、会社かどこかにいるわけです。それで、みんな雇われて、現場の責任者として館長をやっているわけです。仕事を請け負った全ての責任者ではないわけです。

図書館 私は業務責任者に対して指示をするということで、偽装請負にはなりません。 利用者 だから、それは契約か何かで相手方が来たときの、そういう責任者に対して、 ここはこうやってくださいとか、その責任者、管理者同士の話し合いではそう いうことはできますよ。ただ、現場の責任者に対する指示はできないというこ とです。

図書館 館長の資格があり、管理者として区は指示できます。

利用者 だから、そういう方に、直接、指示はできないのです。だから、ああいうところで館長会といって、貫井の館長があそこに座っていたら、こうやってください、そこは是正してくださいとか、そういう指示はできないということですよ。

図書館 私どもが指導監督する事業者を選定したのです。

だから、それはここの紙にも書いておきましたけれども、モニタリングチェックというのをやっていますよね。ホームページで公開して。それにちょっと問題があって、いつの間にか羊頭が狗肉になってしまっていることを以前指摘したことはあるのですけれども、光が丘館長が評価しているわけですよ。チェックシートがここに書いてあるから、評価者が光が丘図書館長と。

これは問題ですよね、これは利用者とか、ああいうのを入れるということを言っていたのに、こんなに全然入れないで形を変えてしまった。

だから、あくまで区側はこういう評価はできるけれども、一つ一つの指示はその館長会ではできないということなのです。

だから、そこらの見解は、区として、指定管理者制度にのっとってやっているというけれども、業務委託と、業務の契約の仕方というのは同じなのです、名前は変わっているけれども。指定管理者だって、区は仕事全体として発注しているわけです。

だから、そういうことで、厚生労働省か何かに昔あった、よくそちらもご存じの告示37号というのがあって、そういうのでいろいろ、そういう命令というか、仕事の指示はやってはいけないとか、そういうのがあるのですよ。

そういう細かいことをやって、すごくグレーゾーンが増えてしまって、例えば 光が丘の現場でも、何かというと利用者がすぐ怒るから、すぐ区の職員が出て きて対応してしまっているわけですよね。ある程度、業務委託である仕事を全 てそこで完結させなければいけないのに。

それで、もう一つ懸念があるのは、AEDというのをやっていますけれども、 ああいうのは、事故が起きたときに、最終的な判断というのは必ず上に来ると 思うのですよ。

職員に練習させていると言っていましたけれども、職員というのは委託の職員 のことですが、そこで本当に完結して、本当に実行してしまっていいのですか ということなのです、管理運営として。緊急事態に。

図書館 光が丘の事例を挙げられたので(光が丘図書館のことを説明します)。

ここは窓口等の業務委託をしております。窓口等業務委託の事業者で、区が責任を持って指導監督もしています。

事業者で対応し切れなかったものは、区の責任者です。あくまでも業務委託の場合は、私が最終の責任者ですので、業務委託事業者で対応できないような場合は、区の職員が出て説明しております。

利用者だから、対応できないということがあり得てはいけないのです。

図書館 それはあり得ます。

利用者 それはマニュアルとか、事前の仕事を発注した時点で、それは解決されていなければいけないことです。問題が起きたときには、事業者間の話し合いで決めて、直接、区が指示してはいけないわけです。例えばの話、AEDを使いなさいとか。

図書館 AEDの使い方についても委託業務の中に入っていますので、それにより実施 していただいています。

利用者 だから、その最終的な判断を上に仰ぐということになってしまいますよね。委託の業者が本当にAEDを作動させてしまうのですか、ああいう事例が起こったときに。必ず、上にどうしましょうと伺いを立ててやるとは思うのですよ、そういう緊急事態のときには。だから、今言ったそういう事態に当てはまってしまっているものなのですよね。だけど、それはあくまで、業務委託の中で解決していなければいけないわけです。

図書館 委託業務の責任者の私に判断を仰がないで、委託業務の仕様書の中で対応する ということになりますので、対応できると思います。一つずつ私に確認をとっ てするようなことはしていないです。

利用者 AEDの場合は必ず上にいくと思うのですよ、使っていいかどうかとか判断を 仰ぐと。そうしなければ、最終的な責任を、あけぼの市か何かで、排水口か何 か、プールで死んだ事件がありましたよね。ああいうのだって、最終的には責任を負わなければいけない場面が出ているわけではないですか。

図書館 それは、最終的には私の責任になりますが、現場で判断してもらうものは仕様 書にて実施しております。

利用者だから、そこで一体性が損なわれているということなのです。

図書館 区の職員が実施するに当たっても、例えば直営館でAEDを作動しなければいけないときに、私まで判断を仰いで作動することはありません。研修をふだん受けていて、職員が独自の判断でAEDは作動しますので、それは業務委託であっても、委託業務の仕様の中で、AEDを使えることになっていますし、研修も実施していますので、そこまで判断を区の職員であろうと業務委託であろうとAEDが作動できると思います。

利用者 光が丘図書館長まで上がってくるかどうかは知らないけれども、そちらの事業 統括係まで仰いで、AEDを使ったことで、もしその人が死亡してしまったという事案が生まれたらどうするのですか。

図書館 当然、使い方が悪かったり、問題があるようであれば、私の責任になります。

利用者なってしまうでしょう。区の責任になるのではないですか。

図書館
それは、業務委託としては区の責任です。

利用者だから、そういうところで一体性が損なわれているわけですよ。

例えばの話で今のことを言ったけれども、全て窓口委託にしろ、何にしろ、一体性がないわけですよ。これからの図書館を考えるうえで、その一体性を回復していくということが重要だということを主張しているわけです。

だから、今はそんな、「では、やめます」ということをそちらから言えるはずもないのだから、そこらでいいのですけれども。

図書館ご指摘の趣旨はわかりました。

利用者 法律的なよりどころというのは、本当に指定管理者制度でいいのですか。

図書館 そういう判断をしています。

利用者 館長(業務責任者)に、直接、仕事の指示をしてもいいということなのですか。

図書館はい。

利用者そこのところをはっきりしておいてください。

図書館わかりました。

図書館 今、偽装請負の点でご指摘がありましたけれども、確かに区が直接現場の労働者に指示、命令するということ、これはできないことになっています。ただ、その請負事業主の方に、いわば業務責任者という方があって、この方と発注主の区とが当然いろいろと協議したり、調整したり、これは、認められております。

利用者だから、館長はその方ではないですよね。

図書館 その責任者という方は、会社、いわゆる事業主にかわって、現場の作業の遂行 に関する指示ですとか、あるいは請け負いの実際の現場の労働者の管理ですと か、あるいは発注主--この場合は区になりますけれども--との交渉の権限 等を持っているわけですが、これは、現場の労働者、作業者を兼任していても 特に問題はないとされております。

利用者 そこはどこですか。どういう条例ですか、そこは。兼任してもいいということ ですね。

図書館 そうです。これは、内閣府が出しております地方公共団体の適正な請負義務推 進のための手引きに明記されております。その間の業務委託の責任者といろい ろと調整等を図っても問題はない、偽装請負にはあたらない考えております。

利用者では、後でその資料の名前を聞かせてください。

図書館 承知しました。

指定管理の方ですけれども、地方自治法244条の第10項で、指定管理者に対して、管理の業務に対して、自治体は必要な指示をすることができるということになっております。

利用者 指示というのは、現場の職員に指示していいということですか。違うでしょう。 図書館 違います。

利用者 そうでしょう。だから、そこに館長がいてはいけないということをしつこく言っているのです。

図書館 それは、先ほど来、出ている、現場の管理者と兼ねることもできますので、館長、あるいは現場の責任者に指示することは、なんら差し支えないということでお話ししています。

利用者 そこで「兼ねる」を使っているわけですね。なるほど。 最後に、もう一つ。

こちらの意見としては、そこに事業者の責任者というのが個別で対応していただく。だから、館長会として開く現場に、その館長が来るのはまずい。

だから、責任者を集めて光が丘館長がいろいろ話すこともまずいです。個別の案件でみんな請け負っているのですから。館自体が個別で請け負っているのですから。

だから、2館請け負っているなら、それは2館請け負っているのがまとめて来てもいいけれども。事業者ごとにそういう交渉をして--仕事全体の交渉です。 仕事の指示ではないです。こうやってくださいとか、そういうことを話し合って。ああいう館長会の場では不適切ではないかということです。

図書館 指定管理者も参加しております館長会は、12館の図書館としての統一的な対応 や、最新情報をお伝えしたり、制度が変わった場合についての状況をお伝えし たりという連絡調整が主な内容です。

一方、指定管理者に対するモニタリングにつきましては、他の指定管理者と同じ場所ではなく、指定管理者の会社ごとに別の場で行っております。モニタリングにつきましては、区全体で指定管理者のモニタリングに対する一律の取り決めがありますので、その取り決めのやり方に準じて、図書館としても行っております。ですから、ご心配いただいておりますような、いろいろな指定管理者がいる場所で、何か個別な指示を与えているというものは館長会ではありません。

利用者 この委託の問題というのは、10年ぐらい前に大騒ぎして、反対運動をやった張本人なのですけれども、こうなってしまった以上は、委託を是認するというか、よりよい委託のあり方を模索するしか、我々としてはない。

そうすると、一体化という言葉は非常に重みがあるというか、今みたいに、 ばらばらに12館でいろいろなところに委託せざるを得なくなっている。そうい うときに一体化をどんな方向で考えるかという、今日の話し合いの大きな目的として「将来」という言葉がつくとすれば、そして、ビジョンも昨年つくったのですね、この中で、委託の問題を全然取り上げていない。資料編をずっと読んで聞かせてもらって、びっくりするのは、委員会ができていますね。あの会議の中で、この委託の問題というのは何も話が出なかったのか。それとも、みんな口をつぐんで「それは言わないようにしましょう」という話になったのか。後でいいですから聞かせてください。

この委託の問題を、我々として、どうしても認めなければいけないような状態になっているわけでしょう。直営に戻したら、大体、司書がそろっていないし、館長だって新入社員の2年生ですからね、こういう人に任せるような状況になってしまっているわけだから、むしろ、委託を前進させて、こういう状態の中で一体化をどういうふうに図るか。

私の案は、独立行政法人にするしかない。直営でやっていくことはほぼ不可能になってしまった。そういう人が育っていない。そして、もともと練馬区ほか23区はみんな、司書というものを育てないような政策をとってきていますから、育っていない。そうすると、逆に、委託の方がよほど司書が育つ可能性がある。

今の業者さんは、みんな委託を始めたばかりですから、自分のところで子飼いで司書を増やしたというようなところは一つもない。一番大きい、全国3,000のうち300ぐらいを請け負っているTRCも、子飼いをようやく始めたぐらいのことですから。図書館というのは、なにしろ司書がしっかりしてなければ成り立たないわけですから、それをいかにして引き出してくるか。

将来的に、一体化する経営というものを委託で考えた場合に、独立行政法人、これを地域独立行政にするか、全国版のNPOみたいな形でやるか、これはまだ議論の余地があると思うのだけれども、私はそういうノンプロフィットですね、営利会社ではない。

この図書館業務というのは、日本の法律で決められているように無料の公共 サービスです。それを、営利を目的とする会社が請け負うということ自身がも う既に非常に大きな問題。

私は、土建屋だったから、建設省も東京都も、そういう役所の仕事を請け負ってやった。そうすると、今の話みたいなことは、当然、業者の線引きの範囲で全て業務を委託。委託契約というのは全てをコントロールする仕事を請け負うわけですから、そのお金の中で、社員の、あるいはやっている仕事の中での第三者、いわば図書館で言えば利用者、そういう人たちへの何らかの問題が出たら、それは全て委託を受けた方の問題。

館長は「私の責任」などと言っているけれども、そんなことはあり得ない。 あなたが責任取れるようなことが、今のところは大丈夫かもしれないけれども、 出たら、全然責任などとれない。例えば、死亡事故とか何が出るかわからない けれども、そういうために委託業務、私たちは「外注」と言っているけれども、 外注をするということの、もともとは、役所にしても、建設省にしても、国鉄 にしても、みんな直営でやっていたわけです。今まで、10年、50年、60年。それがだんだんに委託になって、今は直営でやっている役所というのはほぼない。あるとすれば、こういうサービス業ですよね。ところが、サービスそのものは、司書ではないけれども、そういう資格と、それから経験と、そういうものを積み重ねて、我々利用者との中で積み上がってくる。

そうすると、それが全くないわけですよ。あなたたち6人の中に。この6人の中で、司書を持っている人は何人いるのですか。

図書館

2人です。

利用者

2人。6分の2しかいない。3分の1。でも、その人たちにしても本当に司書の仕事をどのぐらいやったか。多分、ないと思う。そうすると、委託の司書の人たちの方がよっぽどいい。全部ではないけれど。だから、そういうときに、注文する仕様書の中に、何年経験とか、あるいは、どれだけ、どういうサービスができるかとか、具体的に、例えば小さい子どもたちへのサービス、ここの図書館でいえば、2階の子どもたちへのサービスの担当司書、あるいはシニアへ向けての司書、あるいはビジネスに対する司書、あるいは、ほかの専門を幾つかに分けて、そういう司書をはっきりと指名するなり、注文するなりして、その人たちにそういう仕事をどんどんやってもらう。(委託なら)そういうことができる、直営では逆にできない。その直営でできないことを委託でできるような外注管理を本来はすべきだ。あなたたちがここにいる必要はないのですよ。本庁へ行って、本庁でやるべき情報の一元化とか、あるいは、どこの国でもやっている、そういう情報管理にしろ、先週、図書館フェアが横浜で、私たち3人は出ているのだけれども、その中で、大きなショックというか、なるほどと思ったのは、アメリカ大使館の情報責任者が出てきて、しゃべった。

これは、その話をしていると長くなってしまうけれども、司書の、ライブラリアンの仕事の範囲というものを我々はもっともっとしっかり認識しなくてはいけない。

そういうことには、この6人の中ではほとんど関心を持っていないはずなのです。それは、ライブラリアンではない。もともと、あなたたちは。ライブラリアンではない人たちが図書館管理をするとは、とんでもない話です。それは、早く本庁へ行って、ここはここで本当に仕事ができる委託管理を指名すべきだ。以上です。

それで、このビジョンの朗読をしてもらって、私がコメントを入れている資料をお渡ししますから、皆さんでよく (読んでください)。

図書館

まさに、これからどうあるべきかという運営方法についてのご意見だと思います。確かに23区で、本当に全部指定管理にお願いして、そこの1社が責任を持って、図書館にかかわる職員は3人とか、そういった形で一体的に指定管理にお願いして、指定管理業務としていくという方向で図書館を運営している自治体も出てきております。おっしゃった手法で取り組んでいるところだというところもございます。

また、全館直営で、区の職員と非常勤職員、練馬でいう図書館専門員だけで運営している区もあります。

運営の仕方については過渡期なのかなと思います。

もしかしたら、おっしゃるような方向性も出てくるのかもしれません。それ については、ご意見として承りました。

利用者ビジョンの会のときに、委託の問題は何も出なかったのですか。

利用者 はい。もう指定管理を進めていた時なので、一から検討し直すということは、 この会議ではしませんでした。

利用者そのことについて、議論しないということになったのですか。

利用者 そんな打ち合わせをしたわけではないですが、もう既に、練馬区は指定管理者 を導入した後ですので、それを前提に今後の運営をどうしたらいいかというこ とに焦点を当てて話し合ったので、指定管理者をどうしましょうかという観点 の話し合いはありませんでした。図書館側からそういう要請があったとか、そ ういうことは一切ありません。

利用者わかりました。ありがとう。

図書館 ビジョンについては、サービスのあり方であって、具体的な運営方法までは確かに (記載されていない)。私も、この計画に当時はかかわっていなかったものですので、見る限り、具体的なこれからのサービスの取り組みを大きく示したものです。

利用者だから、素人は素人なりに勉強してください。

図書館 勉強させていただきます。

利用者 今年の1月にシステム変更がありましたよね。それで、いろいろと問題があったりして、秋口以来に説明会とか、そういうことがあるという話を聞いていたのですけれども、なかったのですよね。

それで、私は、学校の開放図書室に、図書館につながっている機械が入っていて、そこでいろいろと問題がたくさんあるのですけれども、それを、いつ、どういうふうに、どこに言って、どうやって直してもらえばいいのかと思っているもので、そういう話し合いがあるということになったので、そのときまでにと思っていたのですけれども、年内にそういう予定というのはないのでしょうか。

図書館 まず、平成25年1月、昨年の1月にシステムが変更になりました。今までのシステムに比べて使い勝手が悪いということで、各団体と話をする際には、その話をさせていただいて、使い勝手のいいようなシステムに少しずつバージョンアップをしていく中で、ある程度のバージョンアップができたときに説明会が開ければという話をした記憶があります。

具体的には、システム係長からお話しさせていただきますけれども、毎年、 少しずつバージョンアップして使い勝手をよくしていますが、12月末に、また 新たにシステムを改良して、少しでも使い勝手がいいようにしたいと思ってい ます。

説明会を開くべきだというご意見があって、私も検討しますというお答えを しました。これについては、完全にバージョンアップし切れていないものです ので、そういった機会は設けていません。

機会を設けるか、また、例えば、新たに考えているのは、誰もがこのシステムを使いながら、動画で説明が受けられるような仕組みができないかどうか検討しているところです。

なかなか使いにくいということがあるので、その使い方も動画などで示して、 調べながら運営できるような、システムの使い方がわかるようなものを検討し ておりますので、もう少しお時間をいただきたいと思っています。

図書館

昨年1月にシステムを切りかえまして、いろいろな点で、検索・予約の流れについてご迷惑をおかけしております。その点、責任を感じて、日々、少しずつでも改良に努めているところです。

9月29日に、今までできなかった巻数順予約の追加・変更が利用者のページからできるようになりました。

今度、年末に予定しておりますのが、利用者のログインと予約検索機能を統合した形で、1回ログインすれば検索して予約するというところが一連の流れでできるようになります。

ここでまた、操作方法の流れも変わってまいりますので、その点、ホームページでのご案内とあわせて、先ほどお話がありましたように、動画での、ホームページに、こうやりますよという音声と映像で見られるような仕組みなども含めてご案内できるように考えております。

説明会につきましては、各館で図書館ツアーという行事を実施しておりまして、光が丘では今のところやっていませんが、それは機能の整った時点でやる 方向で検討いたします。

学校の図書館の検索機につきましては、直接、お話しいただければ学校に伺いますので、図書館システム係までご連絡いただければ対応いたしますので、お願いいたします。

利用者図書館

随時、何か問題があったら、システムの方に連絡するということでしょうか。 はい。学校開放図書室検索機は5校だけというところが問題なのですが、そち らでマニュアルをお配りしている中で、何かありましたらということで連絡先 を記してありますので、お知らせいただければと思います。

利用者

さきのお話で、学校司書が図書館から派遣されることを、南田中で始めました ね。南田中が、最初から学校司書の派遣ということ、それも、朝から夕方まで、 6校全部を一人ひとり別ですよ。それが、館長が変わって、現在の館長にそれ を確かめると、このごろでは予算がなくなって、ほかの図書館に聞いてみても、 委託の司書さんは2日くればいい方だと。そういうことでは、せっかくやり始 めた、あの南田中の館長の仕事がうやむやにされてしまうような。

そして、いなくてもいい人たちが一生懸命頑張るものだから、ここに職員が

何人いるのか。今、練馬区の職員は、我々納税者から見たら、本当に無駄な、 あなたたちは全部そう。

委託で、さっき言ったように、委託というのは全権を委託するのが本来の委託。1億なら1億、1年間を1億でやってください、1,000万円でやってくださいという契約の中は、全ての担当する業務。そうすると、ばらばらにやると非常に複雑。

さっきの話ではないけれども、こちらの話で、こちらは聞いていない、こちらはできる、あるいは、向こうの社長は出てくる、ほかのどこかの会社は係長が出てくるみたいな。

利用者では、手短に。提示した二つの問いですが、回答をいただければと思います。

図書館 すみません、先ほども同じような、事前にご質問のご提示というお話がありま したけれども、私どもとして、懇談会のあり方として、懇談会で直接ご発言を いただいて、お答えするという対応をさせていただいています。

ほかの方もいらっしゃいますので、改めて、事前の質問は受け付けていませんので、この場でご意見をいただければと思います、よろしくお願いします。

利用者 メールの13295についてご回答ください。

図書館 その内容についても、ほかの方にわかるようにご説明をいただきたいのですが、 よろしくお願いします。

利用者 それは一から説明すると5分では済まないので提示しておいたのですけれども。 回答はくれないと(いうことですか)。

図書館 ですから、懇談会の運営の仕方については、事前に質問は受け付けてはいません。懇談会とは直接お話ししてご意見を交換する会というふうに私どもは位置づけていますので、よろしくお願いします。

利用者 館長の回答の13295は、私どもが提示した質問と内容が同じだったのでしょう か。イエス、ノーで回答ください。

図書館 事前にそういった質問は受け付けていないので、皆さんにもわかるように、懇談会ですので、そこをお話しいただかないとほかの方もご理解いただけないと思うので。時間がないということですけれども、端的に一つでも、何か、ご紹介いただければ、いかがでしょうか。

利用者 だから、あなたの回答と、こちらの提示した質問が合っていたのかと聞いているのです。

図書館 事前の内容をここでご説明していただかないと、私がそれについてご説明はしませんので、お願いします。

利用者では、ここで回答しなくてもいいので、私どもに回答を下さい。

図書館 懇談会の時間の中でお話をさせていただきますので、お願いします。

利用者 それでは、その旨はホームページに発表しますので、そういう小細工を使った 旨は発表します。

では、二つ目の質問です。

練馬区政推進条例というのがありますが、回答無視というのは、その条例に

反するものでしょうか。イエス、ノーで回答ください。

図書館 練馬区の自治の推進基本条例のお話なのかとは思っておりますが、イエス、ノーというふうに、私がこの場で判断する権限はありません。

利用者 イエス、ノーというのは、その1の問いのメールが。では、それも回答しない という旨で伝えます。

この件は、一応、石神井図書館館長に伝えておいたのですけれども、そこから話は行きましたか。

図書館 各館の館長懇談会から、お話について大約はいただいております。ただ、事前 に受け付けることはしていないので、改めてここでご質問していただきたいと 思っていますので、お願いいたします。

利用者 石神井図書館の館長は、この件に関しては、光が丘懇談会で回答するように伝 えておくと言ったのですけれども、それも無視されるのですね。

図書館 そういう対応はしていなくて、改めて懇談会に来てご質問をいただくように指示は各館長にお話をしているので、地域の図書館で答えられないものについては、改めて、この光が丘図書館の懇談会で質問いただき回答します。

利用者 私どもが提示しているのは、私個人の問題ではなくて、練馬区民の声をまとめたものなのです。ここの懇談会に出ていないと質問できないというのは違いますよね。皆さんの声をひろって、練馬区政のご意見なり、意見ボックスなり、そこから提出したいのですけれども、うまくいかない。それで、まとめて送ったのですけれども、それに館長は答えられない。今日ではなくてもいいですけれども、後日、回答をくれるということを約束できますか。

図書館 多分、あなたのお名前とか住所もわかりませんし、どの質問で、どのメールで、 どの方なのか、正直言ってわかりません。

利用者後で、メールアドレスを言いますので。

図書館 メールアドレスだけでお答えはしていない。一つは、メールアドレスでお答え するのはありますが、恐らく、事前にお話しいただいている区政へのご意見を いただいている方だというふうに私は推測をしますが。

利用者それです。それに回答ください。

図書館 それは、練馬区として、一切回答しない。区として、全て回答しているので、 回答しないという判断をしています。あなたについて、その方であれば、その ことについて懇談会ではお話ししようと思っていますが、区として一切回答し ないという判断をしております。

利用者 根拠は何ですか。

図書館 根拠は区の判断です。区として、これ以上、回答しないというのが行政判断です。

利用者 よろしいですか。方法が違っているのですよね。館長が言ったように、そういう問題は、直接、管理係とかまで行って、紙でもいいですよ、僕らはそうしているのですけれども。紙を持っていって、どうですかと突きつけて、直接、これは答えられないとかいう場合もあるかもしれないけれども、直接、回答をもらう。それで、さっき館長が言ったように、ここでの会は、質問の内容を一つ

でも言ってもらわないと、みんなわからないわけです。どういうことを質問しているか。

利用者 私の質問は。

利用者 一つ一つの内容ですよ。

利用者 ホームページがありますよね、練馬図書館の。問い合わせがあると、そこに挙 げた問い合わせは回答をくれるのかというのが質問です。

利用者 だから、そういうことを言ってくれなければだめです。その中では、場合によっては、どうのこうのという回答をすればいいわけでしょう。

利用者では、それはくれますか。

図書館 区全体の対応として、ご連絡をいただいている同じ方だということに関しては、 区としては一切回答しないということで、区の判断をしていますので、それに ついては回答いたしません。

利用者 まず、その根拠を私たちに教えてください。それと、その問い合わせは、私だけのものではないのです。例えば、私が、次の隣の人に読ませたら、加藤さんからあなたに、田中さんからあなたにしたら、それを全部、質問を無視するのですか。今日は私が代表で来ているだけで、私の問いではないのですよ。区民の皆さんの要求なのです。だから、区として回答無視をする意味がわからないのですけれども。その根拠を、まず教えてください。根拠を、まず提示してください。

図書館 区として、回答を今まで何回かしてきて、それに対してご理解が頂けないので、 練馬区としてこれ以上回答しないという判断をしています。

利用者 だから、ご理解がないのは、あなたがした回答は10月8日なのです。私どもが した問い合わせは11月なのですよ。皆さん、聞いてください。

> この方が回答したのは10月8日なのです。私どもがした問いは11月なのです。 答えられるわけがないではないですか。一切、回答したからもうやらないと。 だって、おかしいですよね、11月の質問なのですよ。

だから、それが合っているのか、合っていないか、私とあなたでやってもしようがないので、ここで根拠を提示して皆さんにお知らせしようかと思っていたのです。それを伝えておいたのです。

利用者 ですから、ここでは、どういう問題であるかということを言ってくれないと、 解決法を皆さんが考えられない。

利用者だから、こちらでやっているのだけれども、向こうで。

利用者 あなたが「質問しましたからお答えください」ではだめだということです。な ぜ、質問しないかというと、もう館長が答えましたよね、場合によっては答え ないことにしたと。それで終わってしまう。

利用者 だから、私どもが言っているのは、10月8日に回答したというのは、それは11月。

利用者 それは10月8日前に質問したからでしょう、一つは。

利用者 違う。それは変わっていないのですよ。懇談会が去年の11月3日にありました よね。その懇談会に出て、質問したのですよ。ここで反論する時間がなかった から。わかりますか。11月3日の懇談会。

利用者 去年も出ていたからわかりますけれども、あのときの質問の回答がどうのこう のということですか。

利用者 だから、あのときも質問をしたのです、懇談会で。それで、回答をくださいと 送ったのです、11月3日に。でも、その質問は10月8日にしたと言うのですよ。 あり得るわけがないではないですか。言っている意味はわかりますか。

利用者 多分、懇談会で質問したわけでしょう。

利用者 そうです。

利用者 前の年の懇談会。

利用者 その質問と懇談会の後で質問したのは内容が全然違うのですよ。だから、懇談会に出てから質問したのですから。それを、10月8日に答えたというのですよ。 それはあり得ますかと、今、聞いているのです。その質問です。

図書館 先ほどから申し上げているように、区として、10月8日以前も何回かいただいています。

利用者 では、私ではなくて、私は質問を送らないですよ。隣の人に、例えばタカハシ さんに、違う区民ですけれども、タカハシさんに練馬図書館のホームページの お問い合わせよりあなたに問い合わせをしますので、絶対、回答ください。こ こで約束できますか。

図書館 区として、同じ方と判断させていただいた場合は、もうこれ以上回答しないという。

利用者では、タナカさんに頼みますから。

図書館タナカさんという方で。

利用者 今回、私だけではないですよ。

図書館どういう内容なのかにもよります。

利用者 私はウチダと申しますけれども、全部、タナカさんもヨシダさんもあなたに言っているのですけれども、全部、回答無視されているのです。

図書館 それは私の判断だけではなくて、区として回答しないという判断をさせていた だいています。

利用者そういう、屁理屈は通じないとホームページに公表しますので。

図書館 公表していただいて結構でございます。

利用者 私は、館長との懇談会に、どうして皆さん、利用者の方が顔を出さないのだろうとしみじみ考えておりました。

利用者 すみません。それは、シカトされるからですよ。言っても聞いてくれないので すもの。あなたも言ったではないですか。区民の意見や質問を・・、待ってく ださい、一言言わせてください。区の意見は聞くからこうやってやると言った はずですけれども、でも、実際、聞いていないではないですか。

利用者 ですからね、そういうことをもう一度一から考え直す。どうしたら利用者が図書館の館長以下、スタッフの人たちと本当の意味で話し合える、どうしたら、 そういう考えを持てるのでしょうかということを考えなければいけないなとし みじみ、今、思っています。

ですから、そのことをもし図書館側も真剣に考えていらっしゃるのであれば、呼びかけをしていただいて、つまり、利用者と図書館との距離がどうしたら近づけるか、そして、利用者なしに図書館はないわけですから。図書館は利用者あっての図書館ですから、そういう意味で、あり方を考える必要があるなとしみじみ思っています。ですから、そういうプロジェクトチームをつくろうではありませんか。

利用者 それは私が今ホームページをつくっていますので、それを皆さんに見ていただいて、皆さんも声を上げていただきたいです。後で提示します。

利用者ですから、ここでの議論は、その内容を言っていただかないと、一つ一つです。

利用者だから、内容を言ってしまうと、もう時間がなくなってしまうのですよ。

利用者そんな一つ一つの問題を概略的に説明を。

利用者 内容を言いたいのですけれども、基本的には、内容を言っても無視されてしま えば・・、市の条例というのも無視されて。

利用者 それは、皆さんを味方につけるためにも、その内容を言ってもらわないと、だめだ。

利用者 内容はホームページで。

利用者だから、そういう問題ではないよ。

利用者 今日は、もう時間がないから諦めますから。

利用者 それを言わなければいけない。

利用者 それを見ていただいて。

利用者 だから、ホームページで公開している云々ではなくて、ここで意見を言って、 皆さんの意見を伺わなければいけないのですよ。

利用者 だから、言っても。

利用者 言ってもというのは。

図書館 申しわけないですけれども、今、個別にお話が進んでしまっていますので、今 のご質問についての回答を、一回、光が丘館長から行います。

図書館 この懇談会のあり方ですね。私どもも試行錯誤しながら、どういった懇談会が 一番いいのか、各館で地域の懇談会をやり、今回は中央館としていろいろな 方々からご意見を (ご意見の出し方もいろいろあるということで)、それをどう反映していくかと仕組をつくっていかなければいけないというのはよくわか ります。

先ほど、私も冒頭に挨拶させていただいたように、利用者あっての図書館であるし、図書館は利用者からのご意見を踏まえながら運営してきているところです。ただ、その議論の仕方ですよね。

こういった形で、こういったご意見の場に来ていただける方は、本当に図書館に興味を持っていただいている方で、運営について真剣に考えていっていただいている方だと承知しております。

あとは、そういう方たちのご意見を、議論の場として、皆さんと共有して議 論できるような懇談会というのをつくっていくべきだと思います。 先ほどのご意見で、反映していない、回答できないというお答え方もさせていただきました。もちろん、この場の、懇談会として、私はそういったテーマを出していただければ、そこで皆さんと意見交換をしたいという姿勢ではあります。ただ、前段のいろいろと定義がございまして、一部はお答えできないとお答えしています。

ただ、本当に、ご提案いただいたように、懇談会をどう運営していくか。改めて、今回の議論と状況を踏まえて、次回の懇談会は新たな形で事前に質問を受けて、ただ、2時間という時間が適当なのか、何回かに分けるべきなのか、もっと年に何回かやるべきというご意見もいただいています。

また、このような形ではなくて、協議会方式でやるべきだというご意見もあると思います。区民の代表として意見を述べていただいて、公式にお名前と住所とをはっきりさせたうえでの協議会というやり方もあると思います。

それについて、区として、このビジョンに書かせていただいたとおり、図書館の運営への要望の方法で、仕組みを整えていきますと言っています。

それについては、いろいろなことを試行錯誤しながら検討させていただきま す。お約束させていただいて、ご理解いただきたいと思っています。

- 利用者 今、聞いたのですけれども、懇談会というような、今、どちらさんか知らない けれども、聞いたところ、感じたのは、今日は懇談会になっていないような、 そんな感じを受けました。
- 利用者 教育要覧で、各館で学校支援モデル事業というのがありますよね。昔、南田中 図書館の懇談会の、分科会で、特別支援学級に対する支援が足りていないとい うあれで指摘していたのですが、その特別支援学級に対する何か事業みたいな のはやっているのですか。
- 図書館 学校支援モデル事業で、どこというわけではないのですが、学校からの要望が あれば、特別支援学級についても行っています。
- 利用者 要望があればではなくて、ほかの学校も、学校支援モデル事業に要望を出して いるわけではないですよね。やってくださいとか。そういうのではなくて、学 校支援モデル事業の中に組み込んでいるかどうか、特別支援学級を。

図書館やっています。

利用者 もう一つ、貸出期間のことですが、人気のあるものを、事前に指定すると言っていましたね。

そんなことをしていたら大変ではないですか。そうではなくて、前にも提案 したのですけれども、貸出数の多いものだけにすれば、リスト化して。

だから、貸出数を最初にプログラム的に見に行って、それに応じて段階的に、 貸し出し日数を1週間、2週間、3週間とか分けろと言ったのです。

だから、そういう手直しをするのは余りプログラム的にも力をかけないでできてしまうから、そういうのを検討したらどうですか。

(図書館側が) 間違って認識しているということです。人気のあるものを指

定して、期間を少なくすればいいというのではなくて、人気があるのは全て自動的に貸し出し1週間になって、そんなに予約がないものは、ふだんどおり3週間でいいと、そういう形式に何とかできませんかねということで、認識を誤っていることを指摘しただけです。

図書館

そうですね。人気本といいましたけれども、おっしゃるとおり、貸し出しの予 約件数とか、希望数によって、貸出期間の設定をした方がいいというご意見だ と思います。

ご意見として、わかりました。システムとしてもできないことはないと思いますが、まず、基本的に今の状況でしばらくやらせていただいて、そういった対応については後日考えさせていただきます。

利用者

さっき蔵書の話が出た時に、私も発言させていただきたかったのですが、これ は昨年の懇談会でいただいた資料で、回答に横線とか四角とか書いて、これを 持っていらっしゃいますか。

これの7番が、私が発言した、全集ものと、書籍の全集ですね。これを閉架のものを開架に移してくれないか。実は、私がうっかりしておりまして、去年の11月のこの懇談会であったのですが、もう大泉図書館は10月1日に開架に移してあった。今、非常に重宝しております。

それで、その次の、閉架にある一覧表をいただけないかというお話ですが、 それも、「図書館側としては印刷してお渡しすることは困難です」ということ ですが、それでは、どうしてするかというと、結局、蔵書一覧がITで出せる のですか、それがあるわけですね。

それができない場合です。私自身はリタイアしてからコンピューターをやっておりませんので、図書館を利用している人でもやらない人もいるかと思いますが、そういう人たちには何の書類も知らせることができない。それでよろしいと切り捨てるような返答のことが書いてあるのですが、こういうコンピューターをやらない人にも図書館を平等に使う、享受する権利があると思うのです。これは憲法にも保障されているのですから。

だから、例えば国立国会図書館のように、あそこへ何回も私は利用に行きますけれども、ちっとも不自由しない。つまり、情報ボランティアがいるわけです。ボランティアというよりも、サポーターというか。何でも、言えばすぐ走ってくる。楽なものです。

そういうふうな情報ボランティア、ないしはサポーターというのは、ご存じだと思いますが、2000年の文部科学省の生涯学習審議会、このところで、「情報化で広がる生涯学習の展望」という箇所で、住民の情報、リテラシーの向上や学習機会を増すために、情報ボランティアを積極的に受け入れることが望ましいという答申をしております。

だから、そういうものを配置して、3台ないし4台のコンピューターがありますから、各館で常備していますから、その一つでも使って、情報ボランティアで、そういう一覧表も引っ張り出せる、その他、検索もできる、そういうふうにしていただいたらよろしいかと思います。

図書館

先ほど、昨年度、「中野区のように有料でもいいから閉架の方の一覧表を出して、どんなものがあるかわかるようにしてほしい」というご質問に対しまして、私どもとしては、開架、閉架書庫、どちらで保管しているか、パソコンの画面でご確認をお願いします、図書館で印刷してお客様にお渡しすることは困難ですということに対して、新たなご指摘とご提案だということでございます。

ご指摘のとおり、パソコンを使えない人はどうするのだということに対して のご回答にはなっていないというところです。

ただ、一覧表自体がかなり膨大な量ということもございまして、それを、随 時更新したり、その都度、出すという方法もあるとは思います。

そうしていくのが一番いいとは思いますが、私どもとしては、お探ししたい本があれば、図書館の職員に本の題名とかを言っていただかなければいけないということもあるかもしれませんが、個人の秘密は守りますので、検索してお探しすることはできます。

ただ、一覧表を見たい、その中から探されたいということだと思います。それに対しては、人の問題とかがあるということで、ボランティア、図書館サポーター等で活用したらどうかというようなご提案だと思います。

まさに、今、私どもも図書館サポーターについて、他区での状況とかも確認 しながら、そういったお手伝いができるような仕組みができないかどうか、関 係の団体の方とかに声をかけさせていただいて検討させていただいています。

今のご提案についても、サポーターという仕組みをつくって、そういったお 手伝いができるようなことは考えていきたいと思いますので、ご意見としてし っかりと受け止めさせていただきます

利用者

システムのことでお尋ねします。今年、また改良予定ということですが、どの点を改良するのか。私が改良してほしい点が幾つかあるわけです。それが、その改良の項目に入っているのかどうかというのは、どこかでわかるのですか。それとも、要望を出した方がいいのか。もう要望はいっぱいあるから、たくさんだというお話もちらと聞いたような気がするのです。

図書館

私が変えてほしいと思っているところが入っているのかどうかというのは? よろしければ、要望は伺いします。今、予定しているのは、先ほど申し上げま したが、一旦ログインすれば検索・予約が一連の手続で済むということです。

それから、検索結果で一覧が出たものを、右側にそのまま予約に入れるというボタンがつきまして、10冊まで予約本に入れることができるというところが大きく変わる点です。

あとは、年明けになりますが、スマートフォンでの検索等のページについて 準備しております。これについては、いろいろとご要望をいただいておりまし て、それはできるものと、できないものがありますが、必ず受け止めて、でき る限り反映するようにしていますので、ご意見はいただければいいかと思いま す。 利用者そうしたら、念のために、要望を出しておいた方がいいのですか。

利用者 はい。

利用者 それでは、出します。

例えば、私が希望するのは、予約がいっぱいになったときに、「もういっぱいです」と先に出してほしいのです。

こちらでいろいろと検索して、予約をどんどん入れていくと、いっぱいになったのに気がつかずに、例えば12冊選んでしまったとか、あるいは、もう既に借りているのがあって、8冊も選んでしまった。実は、私の予約が入る件数が5冊だというときに「もういっぱいです」と、何冊が余分かわからないのです。「もういっぱいです」というメッセージが出て、1件1件消していって、これで大丈夫かな、1件消して、これで大丈夫かなという感じでチェックしなければいけないのです。予約本が満杯になったら、「これでもう終わりですよ」というのが欲しいのです。

それから、検索の仕方ですけれども、例えば、先ほど例に出した佐伯一麦さんです。一麦さんというのはおもしろい字をかいて、「一つの麦」と書くのです。

そのとき、「かずみ」と平仮名で入れると、その「一麦」というのが「かずみ」の候補の中に出ていないのです。「和美」とか、そういう字は出ますけれども、「一麦」というのが出ないので、平仮名で検索するのが原則だそうなので、図書館側はそれでいいと思っているのかもしれませんけれども、こちらは、非常に漠然と、これでいいのかなと何となく確信できないような名前のとき、これでよかったのかなというときに、漢字の候補に入れていただくとありがたいのですけれども。

それからもう一つは、区の要覧というのは非常にたくさんページがあって、図書館部分だけはホームページに上げていただくとうれしいと思うのですが。要覧から図書館部分を検索するのは、結構、何百ページあるところで図書館部分を探すのが結構な時間なので、これをホームページに入れていただけないかなと。

要望はとりあえず3件です。

図書館 では、それについて要望を受けまして、できるものとできないものがあります。 多分、回答しようと思うと時間がないので、できれば、全部やる方向で。来年 3月までには何とかしたいと思います。

利用者 意見ではなくて、提案です。

私は、この教育委員会に区長が来年7月から乗り込んでくるという大変な問題も出したかったのですが、それから、幾つかありまして、言いたいこともあるのですが、そんなことはもう時間がありません。

それで、まだまだ皆さんの心の中にも問題を抱えておられると思うのですが、 こういう時間が足りないので、1年に一回というのは少ないと思います。

それで、春、秋。春は子どもの読書週間というのがありますね。そのときに

こういう懇談会を一つ持っていただいて、つまり、児童だとか生徒だとか、子 どもだとか、そういう問題をそっちの方で審議して、質問していただいて、緊 急の問題の場合は全部に(答える)。

それから、秋の方は大人を中心に、大人向けの課題を片づけていく。そういうふうにして、もう少し実のある、余り懇談会にふさわしくないようなことは時間の無駄だと思うのです。充実した時間にしたい。

このように願って、1年に2回開いていただけたらありがたいという提案を いたします。

図書館 他館でも、その提案が、複数でというご意見もあったようです。

テーマに応じた懇談会、先ほど申し上げたように、懇談会の実施の仕方については、今回の意見を踏まえて検討させていただきます。

利用者システムのことで指摘しておきたいことがあります。

一回ログインしたらとありますよね。あれで、武蔵野市の場合は、検索しますよね、予約しようとすると「クッキーが設定されていません」と出てしまうわけです。そのメッセージが出る段階というのが、検索する段階で出ていたのです。武蔵野市の場合。だから、そこのところを注意しておいてくださいね。

例えば、ログインできた時点で、ただ検索する時点でもログインしていなければできないということなのです。

図書館 そんなことはないです。

利用者 しないことにしてください。それは武蔵野市がそういう設定だったのです。だ から、そこは気をつけてください。

図書館 先ほど途中でご質問をとめてしまいましたけれども、学校支援事業を平成21年 度から南田中図書館の指定管理の際に、6校に対して一日6時間か8時間ぐらいで200日ということで学校支援を始めました。

ご指摘があったように、全校に学校支援を広げていくために、指定管理も入っていく中で、100日ということで、今、時間の変更をしております。 7 館の指定管理で、60校で学校支援モデル事業を実施しています。

ただ、今は実質2日間ということで、足りないのではないかというようなご 指摘もありました。学校支援モデル事業を改めて、学校図書館の支援のあり方、 区立図書館とのあり方をどうしていくかというのを検討しているところです。

本当にお金の話をして申しわけないのですが、ただ、予算に限りがあるものですので、それについて、区としては学校図書館も区立図書館として支援していこうという仕組みはつくる覚悟でいますので、それについてはご意見をいただきながら進めていきたいと思っております。しばらくお時間をいただきたいと思ってございます。

利用者 今の話で、南田中図書館がモデル事業をやった最初は、2日間ではなかったですか。それを学校から要望が出て、2日だと、いる日、いない日があって困るということで、5日になったと認識しているのですが。

図書館 地域懇談会でいろいろなご意見はあったのですけれども、協定を結んだ段階では、週5日ということで入るようになっております。

#### 5 光が丘図書館長あいさつ

今日の懇談会は私も2年目で、懇談会を試行錯誤して皆さんと進めてまいりました。

今日、本当にさまざまな方にご意見をいただいたり、いただけなかったり、不十分なところがあったということを反省してございます。

懇談会については、ただ、本当にもっと多くの方に来ていただく仕組みも必要です。先ほどご指摘があったように、特に興味、ご理解をいただいている方が中心になりますが、幅広くご意見をもらいながら、先ほどご意見がありました、図書館運営に実のある検討を進める会にしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

私も、そのつもりで準備を進めていきます。お願いいたします。

よろしいでしょうか。まだまだご意見があると思いますが、これは、また改めて別の機会 と思っていますので、よろしくお願いします。

本日は、どうも長い間、ありがとうございました。